

コーポレートガバナンス

内部統制

JICAは、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進するべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、その結果について定期的に理事会に報告、審議します。

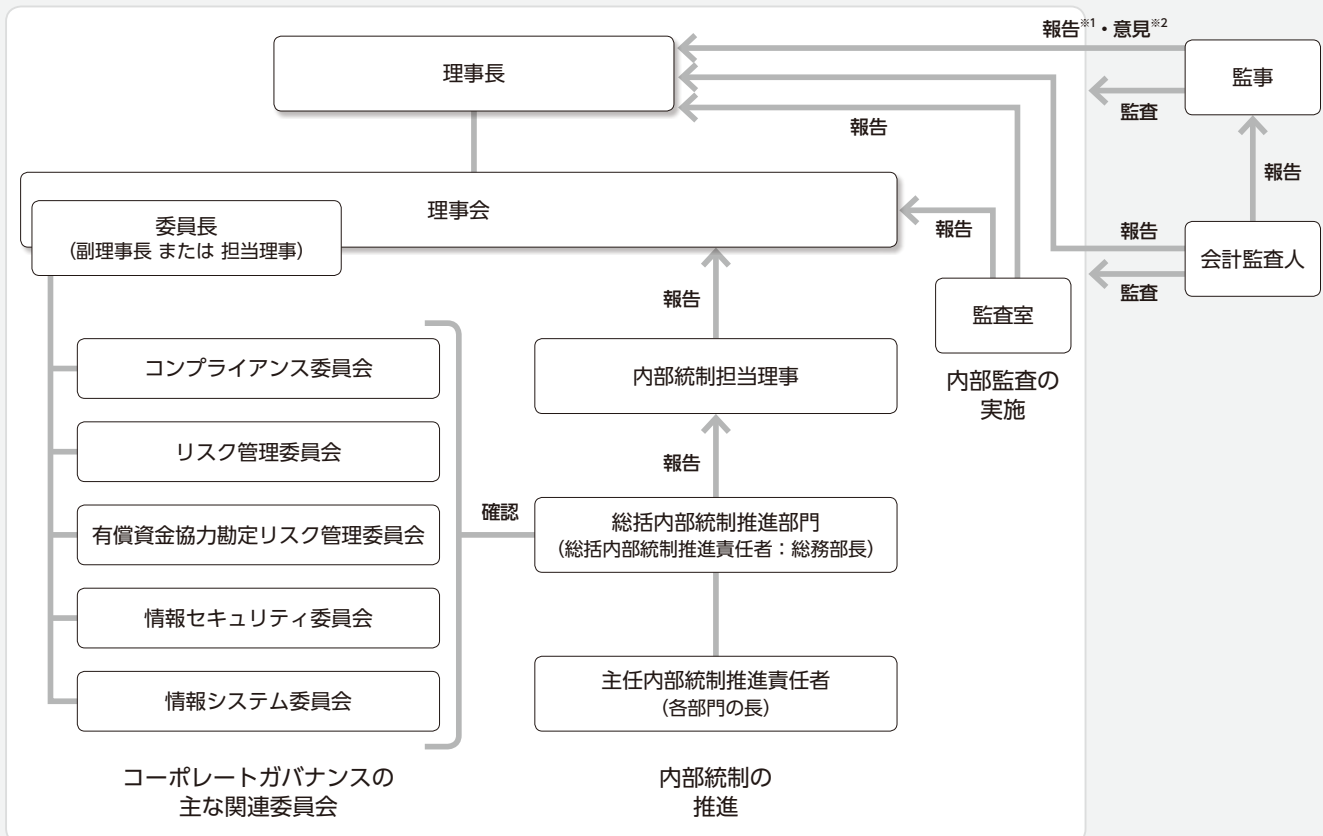
また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正か

つ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を踏まえて業務改善を行うことで、ガバナンスの質を確保しています。

そのほか、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、標準的な業務手続きを定めたマニュアル類を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ・公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議などを行っています。また、法令違反などの早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報受付窓口と外部通報受付窓口を設置し、運用しています。

JICAのコーポレートガバナンス



※1 監査報告は理事長を経由して主務大臣に提出される。

※2 主務大臣にも意見を提出することができる。

業績評価

目標・計画策定と業務実績評価の枠組み

「独立行政法人通則法」の規定に従い、JICAは主務大臣（JICAの場合は外務大臣など）が定める中期目標を達成するため、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらに基づき事業を運営しています。また、各年度の終了時と中期計画の終了時には、業務実績を評価します（業績評価）。これらを通じ、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを確保した効果的・効率的な事業運営を目指しています。

具体的には、JICAは各年度の年度計画の達成状況に関する業績を自己評価し、その結果を主務大臣に提出、公表します。これを受け、主務大臣はJICAの業績を評価し、その結果をJICAに通知、公表します。また、評価結果に基づき、必要に応じてJICAに業務運営の改善を命じることができます。中期目標期間終了時には、主務大臣が、JICAの業務の継続や組織の存続の必要性、業務および組織全般にわたる検討を行い、次期の中期目標に反映させるなど、必要な措置を講じます。

また、総務省独立行政法人評価制度委員会は、客観性確保の観点から、各独立行政法人の主務大臣による目標策定や業績評価の結果、中期目標期間終了時に取られる措置に対して、必要に応じて主務大臣に意見を述べます。

2018年度の業績評価の結果

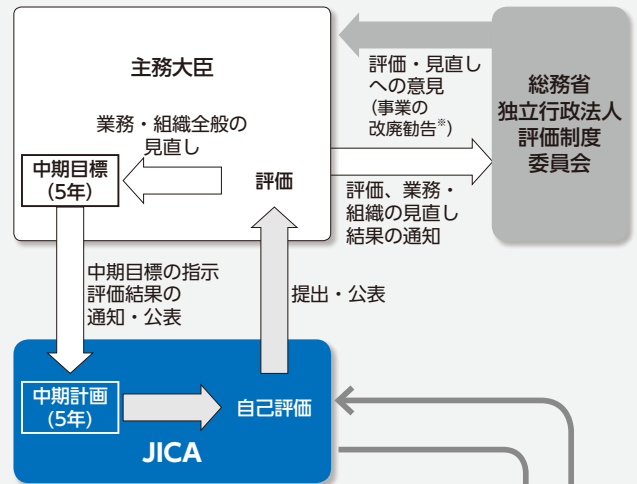
第4期中期計画（2017～2021年度）では、持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に示しています。

これらの計画の達成に向けた業務運営を行った結果、第4期中期計画の2年目に当たる2018年度計画に対しては、「中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる。」と評価されました。なお、2018年度の業績評価で所期の目標を上回る成果を上げたと認められた項目と主な成果はP.82表のとおりです。

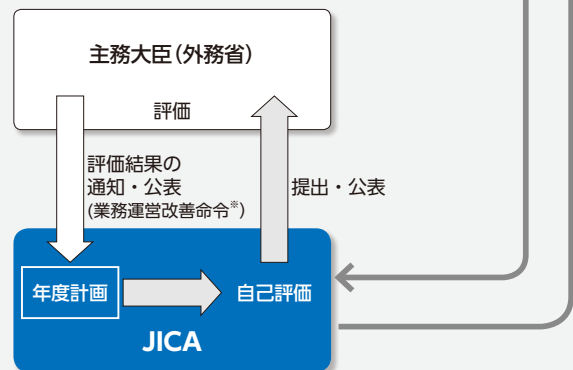
また、2017年度に生じた予算執行管理問題により改

JICAの業務運営と業績評価の枠組み

中期（5年）の計画・評価サイクル



年度の計画・評価サイクル



※主務大臣評価の結果、事業の改廃勧告や業務運営改善命令がなされることがあります。

善が求められた「戦略的な事業運営のための組織基盤づくり(項目別評定No.9)」、「財務内容の改善(同No.11)」と「内部統制の強化(同No.16)」については、いずれも「所期の目標を達成している」と評価されました。そのうえで、主務大臣より、「予算執行管理強化に関する諮問委員会の最終報告書等を踏まえ、部署の設置や規程の整備等の体制の整備を行ったが、その体制を形骸化することなく、相互牽制が機能する組織となるためのリスクチェック部門の育成や、不断の見直し・改善に取り組むことを期待する」との指摘がありました。JICAでは予算執行管理強化のための各種取り組みを継続するとともに、それが形骸化することのないよう不断の見直しに取り組んでいます。

2018年度の業績評価結果の概要 (S評定・A評定)*

項目 (項目別評定No.)	主な成果
---------------	------

S評定 (所期の目標を上回る顕著な成果が得られているとされた項目)

地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な社会の構築 (No.4)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仙台防災協カイニシアティブに基づく人材育成 ■ インドネシア・スラウェシ地震・津波被害への迅速な緊急援助と技術協力の開始 ■ アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) を通じたコメ生産量倍増、23カ国での国家稲作振興戦略の策定
多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大 (No.7)	<ul style="list-style-type: none"> ■ JICA開発大学院連携の本格始動 ■ 地方自治体による草の根技術協力での経験の国内への還元と、開発協力参加の促進 (北海道帯広市、鹿児島県大崎町) ■ エッセイコンテスト受賞作品の中学校道徳教材への採用

A評定 (所期の目標を上回る成果が得られているとされた項目)

開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 (No.1)	<ul style="list-style-type: none"> ■ バングラデシュでの初の全国デジタル地形図完成への支援 ■ ラオス・ビエンチャン国際空港ターミナル運営への日本企業参画 ■ アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ) 修了生と連携した日本企業のアフリカへのビジネス展開促進
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 (No.2)	<ul style="list-style-type: none"> ■ コンゴ民主共和国でのエボラ出血熱集団発生への対応 ■ ボリビアの乳児死亡率の大幅改善 ■ 世界保健機関 (WHO) と連携した母子健康手帳の活用推進 ■ エジプトでの日本式教育の導入・展開
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 (No.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ラオスの民法典国会成立 ■ フィリピン・ミンダナオ島マラウィ市での迅速なインフラ整備への支援
地域の重点取組 (No.5)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「自由で開かれたインド太平洋」への貢献 ■ タイでの洞窟遭難事故捜索・救出活動への支援、同支援への国家勲章受章 ■ ABEイニシアティブの目標値達成、シリア難民支援の公約達成
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 (No.6)	<ul style="list-style-type: none"> ■ バングラデシュにおける遠隔医療支援の事業化検証の取り組みが「第2回日経ソーシャルビジネスコンテスト」大賞受賞 ■ インドネシアへの中小企業支援を通じた綿タコ高付加価値化、タイのラム8世橋のひび割れ計測業務の受注
事業実施基盤の強化 (No.8)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「人間の安全保障」に関する研究書籍を商業出版 ■ グアテマラ火山災害、モザンビークサイクロン被害への緊急援助
効果的・効率的な開発協力の推進 (No.13)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業などのSDGsへの認知度向上に向けた取り組みの強化、教育現場でのSDGs理解度向上への貢献 ■ トルコ研修員同窓会関係者の受勲、米国海外民間投資公社 (OPIC) との業務協力覚書の締結
開発協力の適正性の確保 (No.15)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女子の学習環境改善に対する伊勢志摩サミット貢献策への寄与 ■ ジェンダー案件比率の拡大
人事に関する計画 (No.17)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 在宅勤務の利用実績増加により、2018年度総務省「テレワーク先駆者百選」に選出 ■ 働き方改革の施策「SMART JICA 2.0」を進め、育児休業取得男性職員数の増加、時間外勤務時間の削減などを実現

* 2018年度の業務実績に対する評価結果を含め、主務大臣によるJICAの業務実績評価の詳細は外務省ウェブサイト (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000515571.pdf>) から参照できます。

コンプライアンス・リスク管理

JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、経営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

コンプライアンス体制とリスク管理

JICAは、独立行政法人として、高い社会的責任と公共的使命を有しています。こうした社会的責任と、国民や国際社会からの期待に適切に応えていくとともに、日本を取り巻く環境の変化を踏まえ、法令、内部規程、社会規範に則した透明で公正な業務運営を確保することがますます重要となっています。適正に業務を運営していくうえで、コンプライアンス体制は不可欠の要素です。こうした認識の下、JICAは、業務実施における行動理念をコンプライアンス・ポリシーとして定めています。

コンプライアンスは内部統制の目的の一つであり、コンプライアンス体制の適切な確保のために、法令・内部規程違反などを未然に防止し、組織全体として適切に対処するとともに、再発防止を目的とする事故報告制度と内部通報・外部通報制度を設けています。また、JICAの関連する事業において贈賄などの不正行為が行われないよう不正腐敗情報相談窓口などによる不正腐敗防止にも取り組んでいます。さらに、コンプライアンスに関わる多様な問題をわかりやすく解説したコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し、各役職員の行動上の指針としています。

コンプライアンスに関する諸事項を審議・検討するため、副理事長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を定期的で開催し、コンプライアンス関連事案の発生状

況をモニタリングしています。

一方、リスクの特定・評価は内部統制の基本要素です。JICAは、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、中期計画などの組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するにあたって、リスクへの対応体制を確保し、事業を確実に実施することを目的にリスクの特定・評価を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価のうえ、当該リスクへの対応状況を確認しています。これらを踏まえ、組織全体としての主要なリスクを分類し、理事会および内部統制担当理事を委員長として定期的で開催する「リスク管理委員会」において、それらのなかでも特に重大な「重大リスク」を特定し、各リスクへの取り組みを審議・検討することによって組織的な対応を強化しています。

2019年度の活動

不正腐敗情報相談窓口や内部通報・外部通報受付窓口を運用するとともに、専門家派遣や研修を通じて相手国政府の不正腐敗防止に関する能力向上やガバナンス強化を支援しています。また、海外投融資業務におけるマネーロンダリングなどの不正腐敗防止の取り組みとして、出融資の際のバックグラウンドチェックを試行的に実施し、本格実施に向けて情報収集・整理を行いました。加えて、近年、国際的に対策強化が求められている「性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント(SEAH)」の防止に向け、取り組み方針を広く発信するとともに、担当の上級責任者を任命し、SEAHに関する組織内の役割・責任体制の構築などを進めました。

また、各部署でのリスク自己点検に加え、職員や関係者のコンプライアンス意識の醸成と不正の再発防止強化を促進するための研修も実施しました。

新たな取り組みとして、総務部、財務部、人事部、安全管理部などのリスク主管部、地域担当の6部、国内事業部がリスクの自己点検結果を検証し、各部署のリスク認識・対策が強化されました。また、リスク主管部などが組織横断的にリスクの傾向を把握し、各部署との間でリスク認識を共有したことが、組織全体のリスク体制の強化につながりました。

金融リスク管理

有償資金協力業務(円借款など)を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、JICAでは一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権などを適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

1. 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しを行っています。

2. 資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、保有する債権などを適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要です。JICAは一般の金融機関に適用される法律も参照しつつ、内部規定などを整備して資産自己査定を実施しており、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。資産自己査定の結果は、資産内容の正確な把握を行うために利用されています。

3. 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブなど国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップなどを利用して為替リスクの回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行などの多様な資金調達

手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

安全管理

JICAは開発途上国において国際協力に取り組む関係者が、安全にかつ安心して活動できるよう、安全対策に取り組んでいます。2016年7月のダッカ襲撃テロ事件および南スーダンからの関係者の国外退避を契機に、関係企業・団体の要望などを受けて外務省と共に取りまとめた「国際協力事業安全対策会議 最終報告」を踏まえて、安全対策の強化を進めてきました。

そのうえで、2017年11月に「JICA安全対策宣言」を発表し、国際協力事業関係者の安全確保のため、以下の取り組みを推進しています。

- ① 危機管理意識を高め、脅威を未然に回避する
- ② ハード・ソフト両面の防護能力を強化する
- ③ 危機発生時に迅速かつ的確に対応する

加えて、2020年初頭、中国に端を発した新型コロナウイルス感染症のその後のパンデミックに対する防御策として、関係者の避難一時帰国を実施しました。

① 危機管理意識を高め、脅威を未然に回避する 脅威情報の収集・分析・発信体制の強化

活動地域の治安情勢の見通しや国際テロ情勢などの変化に対応するため、常時情報の収集・分析を行っています。最新情報の迅速で的確な提供と、必要な対策の指示や注意喚起により、現地で活動する関係者がいち早く危険を回避できるようになります。そのために、国内外のさま

ざまなリソースから情報を収集する体制を整え、国際機関や諸外国の援助機関、研究機関とのネットワークの構築を図るとともに、国・地域の情勢をとらえた的確な安全対策が実施できる組織づくりを進めています。こうして得た情報に基づき、活動地の脅威度を評価し、国別の安全対策措置（渡航措置および行動規範）に反映しています。

JICA事業関係者向けに、海外での安全対策への心構えや、一般犯罪、テロ・暴動、交通事故などの具体的なケーススタディを網羅したハンドブックを作成・配布し、安全対策の一層の励行を呼びかけています。

交通安全対策の強化

海外における事業関係者のリスクにはさまざまなものがあります。なかでも交通事故に遭遇するリスクは高く、ひとたび事故が発生すれば、医療体制が十分に整備されていない開発途上国では重大な結果を招きます。他方、交通事故は関係者の安全意識・行動の徹底により相当程度防止可能であることから、2019年10月から2020年3月にかけて、すべての海外拠点において、事業関係者を対象とした交通安全意識の啓発・高揚のための「海外交通安全キャンペーン」を実施しました。

② ハード・ソフト両面の防護能力を強化する 海外拠点等での防護措置の強化

2018年度に、技術協力や資金協力事業等各事業の

ハード・ソフト両面での安全対策強化について、案件形成段階から適切な安全対策を検討するため、脅威度や事業タイプに応じた安全対策の参考情報を整理するとともに、審査体制を構築しました。2019年度は、その体制に基づき、18カ国45件の事業サイトについて具体的に対策を検討し、防護策の強化を行いました。また、セーフルーム整備などのハード対策を通じた海外拠点の防護策強化や、高脅威度国に所在する小規模な海外拠点において安全管理体制の点検・強化も図りました。

国内外での安全対策研修・訓練の実施と拡充

2019年度は、国際協力事業に関わっている企業や団体などを広く対象とした安全対策研修を引き続き実施し、一般犯罪と交通安全、テロの動向についての渡航者向け研修（講義形式）やリスクに遭遇した際の対応について実践的なセルフディフェンス・スキルを習得するためのテロ対策実技訓練を行いました。また、企業・団体の安全管理者を対象とした管理者向け研修を実施するとともに、渡航者向けと管理者向けの研修を東京以外の国内主要3都市でも行いました。海外においても事業関係者に対する現地安全対策研修を実施しました。

2019年10月からは、JICAウェブサイト上で、ビデオ教材や理解度テストを含むウェブ版の研修教材の提供を開始し、渡航者向け研修と同等のコンテンツを遠隔地の事業関係者も受講可能になりました。

また、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) eCentre

2019年度安全対策研修・訓練開催実績		
研修の種類	実施回数・国数	参加者数・閲覧数
講義 (国内)	20回	776名
実技 (国内)	13回	417名
実技 (海外)	18カ国	860名
(講義・実技合計参加者数)	—	2,053名
ウェブ研修	—	3,210アクセス



テロ対策実技訓練において、爆弾の音が聞こえた後に伏せて周囲の状況を確認する訓練

(タイ・バンコク)と連携して国際NGO関係者等向けに安全管理研修を提供しており、2019年度もセルフディフェンスと安全管理マネジメントの研修を実施しました。

③ 危機発生時に迅速かつ的確に対応する 危機発生に備えた訓練

危機発生時に迅速かつ的確に対応するためには、状況に応じた冷静な判断・対応と関係者間の連携が不可欠です。そのため、有事や災害などの危機発生時に、事業関係者に迅速な情報伝達を行い、安否確認など適切な初動ができるよう全海外拠点で緊急連絡訓練を実施しています。2019年度も、海外拠点や本部関係部を対象に海外緊急事態対応机上訓練や、海外での具体的な有事発生を想定した緊急事態対応シミュレーション訓練を行い、重大事案発生時の初動手順、関係部署間の連携体制、指揮命令・報告連絡系統などの基本動作を確認しました。

危機管理意識の醸成と行動規範の徹底

安全対策強化の取り組みに加えて、継続して渡航前ブリーフィングや渡航後の巡回指導調査、安全対策連絡協議会開催などを通じて、事業関係者への安全対策指導や危機管理意識の喚起を図っています。そのほか、JICA本部では24時間365日、海外からの緊急連絡を確実に受け付け、迅速に初動対応ができる体制を敷いています。また、平和構築・復興支援対象国などリスクの高い国で活動する事業関係者に対しては、特に治安情勢への留意と行動規範遵守の徹底を促すとともに、警備・防護体制の一層の強化を図っています。

有事対応

大規模な治安事案や治安情勢の悪化への対応

2019年4月のスリランカの同時爆破テロ事件、同年4月以降のスーダンにおける政変と騒擾、南米各国における大規模デモ、2020年1月の米国・イラン対立による中東情勢の緊迫など、大規模治安事案に対応しました。

新型コロナウイルス感染症への対応

2020年初頭以降、全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症に対して、関係者の安全確保のための防護策の第1弾として、全世界のJICA海外協力隊、随伴家族、高齢者・既往症者など脆弱性の高い関係者を対象に、避難一時帰国措置を発動し、実施しました。

情報セキュリティ・個人情報保護

JICAでは、情報セキュリティ・個人情報保護に関する規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、「サイバーセキュリティ基本法」に基づき決定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成30年度版)」に準拠するべく、「情報セキュリティ管理規程」と「情報セキュリティ管理細則」を2020年1月に改正し、関連の対策も講じるなど、さらに情報セキュリティの強化を図っています。

個人情報保護については、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(2018年10月総務省行政管理局通知)や、2018年5月に欧州連合(EU)が施行した「一般データ保護規則

(GDPR)」などを踏まえ、2018年12月に「個人情報保護に関する実施細則」を改正し、契約書のひな型やハンドブックの改訂なども実施しています。現在、JICAが事業を展開している各国においてもEUのGDPRに追随する形で個人情報保護関連法律を改訂する動きがあるため、これに対応できるよう、情報収集を行っています。

従来にも増して情報セキュリティ・個人情報保護強化の必要性が高まるなか、役職員等向けの訓練・研修や日常的な情報提供・注意喚起、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム(CSIRT)の体制構築・訓練などを実施し、さらなる強化に取り組んでいます。

情報公開

JICAでは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、JICAウェブサイトなどで以下の情報を公開しています。

組織に関する情報

目的・業務の概要・国の施策との関係、組織概要、法令・規程集、役員の給与・退職手当の支給基準、職員の給与・退職手当の支給基準、内部統制の概要など

業務に関する情報

業務実績等報告書、中期目標・計画・年度計画など

財務に関する情報

決算公告など

組織・業務・財務についての評価・監査に関する情報

業務実績評価資料、会計検査報告書など

調達・契約に関する情報

随意契約に関する情報など

関連法人に関する情報

一定の関係を有する法人との契約に関する情報など

情報公開について【→ [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/disc/index.html) <https://www.jica.go.jp/disc/index.html>】

個人情報保護制度について【→ [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/disc/personal/index.html) <https://www.jica.go.jp/disc/personal/index.html>】

組織・業務運営の改善への取り組み

JICAは、中期目標・計画に基づき、組織・業務運営の改善に向けた取り組みを実施しています。なかでも重点的に対応すべき事項として、戦略的な事業運営のための組織基盤づくり、業務運営の効率化、適正化に取り組んでいます。

具体的な取り組みは、以下のとおりです。

戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

JICAにおけるイノベーション推進体制を強化するため、企画部に「イノベーション・SDGs推進室」を設置するとともに、社会基盤・平和構築部内の国際科学技術協力室の名称をSTI*室に変更し、STI室に情報通信と宇宙分野の業務を移管しました。また、民間企業との連携を強化するために、中小企業・SDGsビジネス支援事業を国内事業部から民間連携事業部に移管しました。さらに、

国内外の多様な方々との連携促進や開発人材育成の戦略性強化に向けた組織体制の検討を行いました。

業務運営の効率化、適正化

JICAは、日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向け、固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直し、調達合理化・適正化を推進しています。

2019年度の主な取り組みとして、調達の改善では、コンサルタント選定における質と価格による選定(Quality- and Cost-based Selection: QCBS)の一部導入、価格競争対象費目の拡大、合意単価の導入による精算の合理化・簡素化などを実施しました。

※ Science, Technology and Innovation (科学技術イノベーション)の略

環境への取り組み

JICAは、持続的発展との調和を図りながら、地球環境の保全に向け、環境問題への取り組みを積極的に進めています。2004年には、環境への取り組み方針を示した「JICA環境方針」を公表(2015年に更新)するとともに、環境マネジメントの国際規格であるISO14001を取得しました。その後、さまざまな環境課題や法規制に的確かつ柔軟に対応するため、2013年に独自の環境マネジメントシステムに移行し、取り組みを推進しています。

JICA環境方針

JICAは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進ならびにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメン

トシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

具体的に、以下の活動を推進しています。

1. 国際協力を通じた環境対策の推進

ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

2. 環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

3. オフィスおよび所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

4. 環境法規制等の遵守

JICAが適用を受ける環境法規制等を遵守します。

環境への取り組みについて [→ [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/environment/index.html) <https://www.jica.go.jp/environment/index.html>]